

# 泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

## 塩崎厚労相

### 直ちに原告に会って謝罪せよ!



# 国は、加害者としての自覚を!

#### ■問われる塩崎大臣の誠意■

昨日、衆議院厚労委員会において、公明、民主、維新の各党の議員が塩崎厚労大臣に対して、最高裁判決をどう受け止めているのか、原告らの一日も早い解決について質しました。

これに対し、塩崎厚労大臣は、「最高裁判決を極めて重く受け止める」、「早期解決の思いは原告らと共有している」と繰り返し述べながら、その一方で、「1陣訴訟が差戻審に係属していることを理由に、政治決断による早期解決については

明言を避ける答弁に終始しました。

また、「国の責任が認められた原告の方々に対しては誠に申し訳ない。これまでに裁判を続けられたご苦労に頭が下がる思いである」と言いながら、原告らに会って直接謝罪するとは述べませんでした。塩崎厚労大臣が判決を重く真摯に受け止めているならば、加害者として原告らに会って直接謝罪することこそが求められています。

ところが、真つ先に謝罪をしなければならぬ原告らに対して、今なお会おうともせず、謝罪をしようもしない態度は、到底誠実とはいえません。塩崎厚労大臣の誠意が問われています。

#### ■命あるうちの謝罪を■

原告らは、国の長期にわたる不作為(国の怠慢)によって、かけがえのない命や健康を奪われました。その無念の思いを塩崎厚労大臣が人間としての心で受け止めるならば、直ちに原告らに会い、真摯に謝罪することが、当然の対応ではないでしょうか。

全身にがんが転移している松本幸子さん(2陣原告)、病床で寝たきりのままの寺西千世子さん(2陣原告)、酸素ボンベが手放せずほとんど家から出られない

### 私たちの3つの基本的な解決要求

- ①国による真摯な謝罪  
深刻な被害の発生・拡大させ、かつ救済を長引かせたことに対する真摯な謝罪
- ②原告らに対する賠償  
最高裁判決を基準にした、政治決断による速やかな1陣・2陣の一括解決
- ③協議の場の設置  
原告以外の泉南地域の被害者の救済、残存アスベストの除去等に向けた協議

い中田秀子さん(2陣原告)や江城正一さん(1陣原告)、やつとの思いで最高裁で意見陳述をしたもののその後外出が困難になっている蓑田努さん(1陣原告)など、文字通り明日をも知れぬ原告たちは、一日一刻も早い謝罪と解決を切望しています。

塩崎厚労大臣、この原告らの悲痛な願いに耳を傾けて下さい。

# 泉南アスベスト国賠訴訟 最高裁判決についてのマスコミ報道



【日経 社説】  
救済の道広げた石綿判決  
2014年10月12日付

国の規制が遅れたために、健康被害が広がったということだ。裁判の途中で死亡した原告も多い。国は判決を重く受け止め、一刻も早い患者らの救済に動かなければならない。

アスベスト裁判は各地で起きている。被害実態などはそれぞれで異なり、判決も割れているが、国はいたずらに争い続けるのではなく、最高裁の判決を前提に対応を考え直すべきではないか。

【朝日新聞 社説】  
石綿被害判決 見過ごした政府の責任  
2014年10月10日

2006年の提訴以降でも原告の14人が亡くなっており、救済を先送りすることは許されまい。政府は原告勝訴の第2陣の判断基準に準じて、早期に救済すべきだ。

石綿救済法ができ、広範な被害対策に乗り出した後も、政府は過去の対応に問題はなかったと主張し続けてきた。まずは誤りを認め、被害者に謝罪しなければならぬ。

有害と知りながら、政府が徹底した対策をとらないまま事態が深刻になることは、これまでの公害や被害、労災でも繰り返されてきたことだ。リスクと向き合うことに難しさがあるなら、それはなぜなのか政府自身で検証すべきだろう。

いまの石綿救済法では救済は不十分という指摘もある。埋もれた被害はないか。判決を機に、再検証するべきだ。

【読売新聞 社説】  
アスベスト判決「泉南」の教訓  
を対策に生かせ  
2014年10月11日

政府の怠慢がアスベスト（石綿）被害を拡大させた。これが司法の結論である。

政府は重く受け止め、今後の対策に万全を期さねばならない。

行政の不作為を厳しく批判する判決である。2004年の筑豊じん肺訴訟判決、関西水俣病訴訟判決と同様、規制の遅れによって被害を受けた原告は救済されるべきだ、という最高裁の姿勢が示されたと言える。

最高裁は、一部の原告については、賠償額算定のため、審理を大阪高裁に差し戻した。既に14人の原告が亡くなっている。

政府は、和解などで早期の決着を図るべきだ。

【毎日 社説】  
石綿被害判決 国の怠慢もう許されぬ  
2014年10月11日

産業発展を優先し労働者の健康対策を後回しにした国に被害者の救済を迫る当然の判決だ。

最高裁判決は、国民の健康を優先すべきだとする最近の司法の流れを定着させるものと言える。

最高裁は原告89人のうち82人の賠償を認めたが、元従業員は石綿関連がんの中皮腫（ちゅうひしゅ）などに苦しみ、8年前の提訴から14人が死亡している。国は判決を踏まえた救済を急ぎ、埋もれた被害者がいないかどうか調べなければならぬ。

政府は今回の最高裁判決を重く受け止め、裁判による決着を待たずに

新たな補償の枠組みを検討すべきではないか。

労災申請の時効が過ぎた労働者や工場周辺住民らを対象にした救済法は補償の金額・範囲とも十分とは言えない。被害の実情に沿った見直しも考えるべきだ。

【東京新聞 社説】  
アスベスト判決「公害」の救済を早く  
2014年10月11日

アスベスト（石綿）工場の元従業員が受けた健康被害に対し、最高裁は国の責任を認める初判断をした。

中皮腫や肺がんなどを患う原告たちは、もう七十代にもなる。一刻も早い救済が迫られる。

石綿肺については、戦前の旧内務省保険院の検査で既に危険性は報告されていた。それでいて、戦後もアスベストの経済性ばかりに目をやって、多くの人々の生命と健康を犠牲にしてきたのではないか。

予測された「公害」と呼ぶべきである。2006年には石綿健康被害救済法ができたが、補償額の不十分さなどが指摘されている。抜本的な救済策を望む。

【産経新聞 視点】  
早期解決へ和解が必要  
2014年10月10日

第2陣では勝訴が確定したが、差し戻された第1陣は今後、大阪高裁で審理が続くことになる。ただ、最初の提訴から8年余りが経過し、この間だけで元労働者の患者14人が死亡。生存患者も高齢化し、残された時間は限られている。

業者が全て転廃業している泉南訴訟で、体調不良に苦しむ患者らが救済を求める先は国しかない。司法判断

断は下された。国は差し戻し審の結論を待つことなく、和解など早期の解決を探るべきだ。

【神戸新聞 社説】アスベスト判決 一刻も早い被害の救済を2014年10月11日

【西日本新聞 社説】アスベスト判決 国は対策見直し救済急げ  
2014年10月11日

【京都新聞 社説】石綿最高裁判決 国は救済へ責任果たせ  
2014年10月10日

【北海道新聞 社説】石綿最高裁判決 国は真摯に受け止めよ  
2014年10月10日

【徳島新聞 社説】石綿最高裁判決 国は全面救済に乗り出せ  
2014年10月10日

【福井新聞】石綿被害最高裁判決 重い国の責任、救済を急げ  
2014年10月10日

【信濃毎日】石綿訴訟判決 国の被害者救済を早く  
2014年10月10日

【河北新報】石綿訴訟判決 国の責務がさらに問われる  
2014年10月10日

【愛媛新聞】泉南石綿訴訟判決 命を守るべき国の責任は重い  
2014年10月12日（日）

【朝日新聞 識者コメント】  
健康を守る国の責任厳しく認める流れ  
2014年10月10日

吉村良一・立命館大法学大学院教授（環境法）の話

筑豊じん肺訴訟や水俣病関西訴訟判決のように、近年、最高裁では、国民の生命や健康を守ることに定着している。今回もその流れをく

んだ判決だ。「規制緩和」や国の財政負担を理由に、国の責任を広く認

めるべきではないという考え方もあるなかで、最高裁が、これまでの司法判断の流れを維持した意義は大きい。

【読売新聞 識者コメント】  
2014年10月10日

「国は指導徹底して」  
宮本憲一・大阪市立大名誉教授（環境経済学）の話

石綿対策についての初めて国の責任を認めた画期的な判決で、石綿被害を巡る訴訟や石綿健康被害救済法の改正に影響を与えるだろう。防じんマスクの使用が義務付けられた現場も多く、マスクが使われていない現場を機に、国は法や規制を厳格に守らせるよう、行政指導を徹底すべきだ。

野呂充・大阪大学教授（行政法）  
今回の判決は、健康被害の知見確立から、規制の実施までの時間的猶予をほとんど認めなかった。国に速やかな安全規制を求める強いメッセージだ。

【毎日新聞 識者コメント】  
2014年10月10日

責任もつと広い 村山武彦・東京工業大学大学院教授（リスク管理論）  
今回の判決は石綿粉じん排気装置の設置義務付けを怠った点で国の責任を認めた。だが、欧米より遅れていた粉じん濃度の規制強化や罰則を設けながら実効的なチェック機能がなかった防じんマスクの使用義務化を巡る対応は違法と認めず、国の責任が及ぶ範囲を限定した。当時の世界の情勢や現場の状況に即して検討すれば、国の責任をより広く認められたのではないか。

今回の判決は石綿粉じん排気装置の設置義務付けを怠った点で国の責任を認めた。だが、欧米より遅れていた粉じん濃度の規制強化や罰則を設けながら実効的なチェック機能がなかった防じんマスクの使用義務化を巡る対応は違法と認めず、国の責任が及ぶ範囲を限定した。当時の世界の情勢や現場の状況に即して検討すれば、国の責任をより広く認められたのではないか。